解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十五日開催の総会の決議により、平成二十五年十一月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

三重県四日市市尾平町二七〇五番地
財団法人泗商学園会
代表清算人　佐治　英三

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

京都市北区小山堀池町三四番地
財団法人相続会
代表清算人　泉　冨修

解散公告（第二回）

当基金は平成二十五年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

奈良県奈良市高天町五番地の一
奈良県建設業厚生年金基金
代表清算人　有井　邦夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

鹿児島市小川町一八番一一号
医療法人清流会
代表清算人　尾辻　章宣

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十一月二十一日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都墨田区東向島二丁目四七番一三号
京成曳舟駅前東第二南地区市街地再開発
組合
代表清算人　木村　修三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

新潟県佐渡市八幡字辰巳二〇四一番地
財団法人佐渡博物館
代表清算人　山本　仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

山口県萩市大字須佐四四四五番地一
医療法人社団さくら会
清算人　松原　龍男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

福岡市早良区飯倉二丁目一三番二号
財団法人飯倉会館
代表清算人　品川　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒九〇番地三、最後の住所札幌市豊平区月寒西一条九丁目一〇番四号
被相続人　亡　松重　淑郎

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目四番地
あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル七階　橋本智法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町境田町五一番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町境田町二〇番二号
被相続人　亡　三田地岩**蔵**

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

岩手県宮古市藤原一丁目三番三二号
相続財産管理人　横道二三男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市東一丁目八九二番地、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目二七七番地
岸病院内
被相続人　亡　髙橋ケイ子

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

群馬県桐生市相生町二丁目三一六番地の九
相続財産管理人　弁護士　小林　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区宮町五丁目三一番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目一五四番地一　白菊苑
被相続人　亡　小堀　武明

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一　エイペックスタワー浦和オフィス西館六〇八号室　彩総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市西大和田一〇一二番地三二、最後の住所千葉県富津市西大和田一〇一二番地の三三
被相続人　亡　沼﨑　達夫

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉町一丁目二七番、最後の住所東京都練馬区高松六丁目二一番二四号
被相続人　亡　村上　廣

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　大室　幸子
（登録姓　竹中）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬三丁目二七番、最後の住所東京都足立区綾瀬三丁目二七番一一―七〇一号グリーンパーク第一三綾瀬
被相続人　亡　伊藤　**紀**男

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上中　綾子